

発 議 第 8 号

日本国憲法第9条の堅持及び恒久平和の実現に向けた外交的努力の
強化を求める意見書の提出について

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出
する。

令和8年9月28日

浦安市議会議長 柳 毅一郎 様

提 出 者

浦 安 市 議 会 議 員

美 勢 麻 里

賛 成 者

浦 安 市 議 会 議 員

〃

広 瀬 明 子

田 村 李 瑠

日本国憲法第9条の堅持及び恒久平和の実現に向けた外交的努力の 強化を求める意見書

日本国憲法は、日本で三百十万人、アジアで二千万人にも及ぶ犠牲者を出した戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られ、基本原則を国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義と定めています。

戦争の放棄を定めた第9条は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにとする国民の決意を明らかにし、戦争のない世界を目指す平和主義の流れの先駆けとしての役割を果たし、この平和主義の下で、日本は戦後長年にわたり平和国家として国際社会の信頼を築き上げ、世界から高く評価されています。

しかし、世界では多くの武力紛争が続いています。中東地域における武力攻撃と応酬により、民間人を含む甚大な人道的な被害が発生し、世界と日本国内へのエネルギー供給や経済に大きな影響を与えています。

人の生命を奪い、あらゆる人権を根底から破壊する戦争は最大の人権侵害です。

人の尊厳を守り、武力紛争を解決するために、日本国憲法を精神を生かした外交努力によって戦争を回避し、恒久平和な世界を実現することは、「非核平和都市」を宣言している浦安市の議会としての願いでもあります。

よって、本市議会は、国に対し、日本国憲法第9条を堅持し、恒久平和の実現に向けた外交努力的強化を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年9月 日

浦安市議会議長 柳 毅一郎

あて

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

外務大臣様

防衛大臣様